

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6000565号  
(P6000565)

(45) 発行日 平成28年9月28日(2016.9.28)

(24) 登録日 平成28年9月9日(2016.9.9)

(51) Int.Cl. F 1  
**B 6 5 D 19/20 (2006.01)** B 6 5 D 19/20

請求項の数 3 (全 8 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2012-34437 (P2012-34437)                  (22) 出願日 平成24年2月20日 (2012.2.20)                  (65) 公開番号 特開2013-169985 (P2013-169985A)                  (43) 公開日 平成25年9月2日 (2013.9.2)                  審査請求日 平成27年1月21日 (2015.1.21)</p>	<p>(73) 特許権者 000194893                  ホンザキ株式会社                  愛知県豊明市栄町南館3番の16                  (74) 代理人 100064724                  弁理士 長谷 照一                  (74) 代理人 100076842                  弁理士 高木 幹夫                  (72) 発明者 藤田 昌浩                  愛知県豊明市栄町南館3番の16 ホンザ                  キ電機株式会社内                  (72) 発明者 畑田 康治                  愛知県豊明市栄町南館3番の16 ホンザ                  キ電機株式会社内                  審査官 高橋 裕一</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 段ボール製梱包装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

重量物を載置するための段ボール製の台座と、当該重量物を上方から覆蓋するための段ボール製の外装を備え、前記台座に載置した当該重量物を前記外装にて覆蓋した状態で、前記台座と前記外装との間に掛け回したベルトを介して締結することにより、当該重量物を梱包状態とする段ボール製梱包装置であり、当該梱包装置においては、

前記台座を構成する底板は下面側に同底板と着地面間に所定高さの隙間を形成する脚部を備えるとともに、前記底板は左右方向の中間部にて前後方向に所定長さ延びるスリットを備え、

前記底板における前記スリットの前端部位および後端部位を切断することにより、前記台座を左右方向に2分割可能にしたことを特徴とする段ボール製梱包装置。

10

【請求項2】

重量物を載置するための段ボール製の台座と、当該重量物を上方から覆蓋するための段ボール製の外装を備え、前記台座に載置した当該重量物を前記外装にて覆蓋した状態で、前記台座と前記外装との間に掛け回したベルトを介して締結することにより、当該重量物を梱包状態とする段ボール製梱包装置であり、当該梱包装置においては、

前記台座を構成する底板は下面側に同底板と着地面間に所定高さの隙間を形成する脚部を備えるとともに、前記底板は前後方向の中間部にて左右方向に所定長さ延びるスリットを備え、

前記底板における前記スリットの左端部位および右端部位を切断することにより、前記

20

台座を前後方向に2分割可能にしたことを特徴とする段ボール製梱包装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載の段ボール製梱包装置において、前記底板に形成されている前記スリットの先端部は、前記台座の着地面間の隙間から切断刃が届く部位に位置していることを特徴とする段ボール製梱包装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、冷蔵庫、厨房機器、フラワーショーケース等の重量物を梱包するのに用いる段ボール製梱包装置に関する。

10

【背景技術】

【0002】

段ボール製梱包装置の一形式として、重量物を載置するための段ボール製の台座と、当該重量物を上方から覆蓋するための段ボール製の外装を備え、前記台座に載置した当該重量物を前記外装にて覆蓋した状態で、前記台座と前記外装との間に掛け回したベルトを介して締結することにより、当該重量物を梱包状態とする段ボール製梱包装置がある（特許文献1を参照）。

【0003】

当該形式の梱包装置にて梱包された重量物は、梱包された状態で、フォークリフト等で直接目的の場所まで運搬され、または、車両に積荷されて目的の場所まで運搬されて積み卸され、梱包を解かれて梱包装置から取出される。梱包装置から取出された当該重量物は、設定された場所に運ばれて設置されることになる。

20

【0004】

ところで、梱包状態にある重量物を梱包装置から取出すには、締結ベルトを取除いて外装を取外し、開放された重量物を吊り上げ装置を用いて吊り上げて台座から取外すか、または、複数の作業者が協働して重量物を持上げて台座から取外す手段が採れている。しかしながら、運搬される場所には、重量物を吊り上げる装置が存在していないことがほとんどで、一般には、後者のごとく、当該重量物を人手で持上げて、台座から取外す手段が採れている。

【0005】

30

このため、当該形式の梱包装置にて梱包された重量物を当該梱包装置から取出すには、多くの人手を要することになる。例えば、重量物が大型の冷蔵庫やフラワーショーケースであって、製品重量が200kg程度である場合には、少なくとも4人の人手を要していた。

【0006】

上記した特許文献1にて「ダンボール梱包箱」の名称にて提案されている梱包装置は、少ない人手で、重量物を梱包装置から取出すことを可能にしたものであり、当該梱包装置では、台座に相当するトレイの底板の側縁部に起立する側板を下方向に回動可能に取付けて、目的の場所に着地されたパレットに載置されている状態のトレイの側板を、下方に回動して展開して、トレイの底板の側縁部から着地場所に延びるスロープを形成し、キャスト付きの重量物を、当該スロープ上を通して、トレイから取外す手段を採っている。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2010-208672号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

本発明は、上記した特許文献1に記載された発明と同様、少ない人手で、重量物の梱包装置からの取出しを可能にすることを意図したもので、その目的とするところは、特許文

50

献1に記載の発明のごとく、台座(トレイ)にスロープ形成用の側板を設けるといふ煩雑な手段を用いることなく、少ない人手で、重量物の梱包装置からの取出し、特に、重量物を台座から取出すことができるようにすることにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は、段ボール製梱包装置に関する。本発明が適用対象とする梱包装置は、重量物を載置するための段ボール製の台座と、当該重量物を上方から覆蓋するための段ボール製の外装を備え、前記台座に載置した当該重量物を前記外装にて覆蓋した状態で、前記台座と前記外装との間に掛け回したベルトを介して締結することにより、当該重量物を梱包状態とする形式の段ボール製梱包装置である。

10

【0010】

しかして、本発明に係る第1の梱包装置は上記した形式の梱包装置であり、当該梱包装置においては、前記台座を構成する底板は下面側に、同底板と着地面間に所定高さの隙間を形成する脚部を備えるとともに、前記底板は左右方向の中間部にて前後方向に所定長さ延びるスリットを備え、前記底板における前記スリットの前端部および後端部を切断することにより、前記台座を左右方向に2分割可能にしたことを特徴とするものである(請求項1に係る発明)。

【0011】

また、本発明に係る第2の梱包装置は上記した形式の梱包装置であり、当該梱包装置においては、前記台座を構成する底板は下面側に、同底板と着地面間に所定高さの隙間を形成する脚部を備えるとともに、前記底板は前後方向の中間部にて左右方向に所定長さ延びるスリット状を備え、前記底板における前記スリットの左端部および右端部を切断することにより、前記台座を前後方向に2分割可能にしたことを特徴とするものである(請求項2に係る発明)。

20

【0012】

本発明に係るこれらの梱包装置においては、前記台座を構成する前記底板に形成されている前記スリットの先端部を、前記台座の着地面間の隙間から切断刃が届く部位に位置させるようにすることができる(請求項3に係る発明)。

【発明の効果】

【0013】

本発明に係る段ボール製梱包装置にて梱包された重量物は、梱包された状態で、フォークリフト等で直接目的の場所まで運搬され、または、車両に積荷されて目的の場所まで運搬されて積み卸されて、目的の場所で梱包を解かれる。梱包装置から取出された重量物は、装備するキャスターを介して設定された場所に運ばれて、当該場所に設置されることになる。

30

【0014】

ところで、梱包状態にある重量物を梱包装置から取出すには、作業者は、着地された状態の梱包装置から締結ベルトを取除いて外装を取外して、重量物を台座から取外す作業を行う。この場合、重量物を台座から取外すに当たっては、台座をその底板に設けたスリットに沿って2分割しておく。台座の2分割は、底板におけるスリットの延長上にある各端部を切断して行うが、当該端部の切断は、梱包された重量物を車両から積卸す際の吊下げられた状態で行うことができるとともに、着地した状態で、締結ベルトを取除く前、または、締結ベルトを取除いて外装を取外した状態でも行うことができる。

40

【0015】

何れにしても、重量物を台座から取外す作業は台座を2分割した状態で行い、作業者は、先ず、重量物の一方の片側を持上げて、台座の半分を抜き取ってから降ろし、次いで、重量物の他方の片側を持上げて、台座の残り半分を抜き取ってから降ろす。これにより、重量物は台座から取外される。台座から取外された重量物は、装備するキャスターを介して容易に押動されて、設置場所に搬送される。

【0016】

50

このように、本発明に係る梱包装置によれば、当該梱包装置にて梱包されている重量物を、一方の片側、および、他方の片側を順次持上げて、台座から取外すことから、重量物を一度に持上げて、台座から取外す場合に比較して、作業の人手を大幅に削減することができる。例えば、従来の梱包装置では、台座からの取外し作業には、4人の人手を要していたところ、当該梱包装置では2人の人手でよいという結果を得ている。

【0017】

本発明に係る梱包装置においては、特に、台座を構成する底板は下面側に、同底板と着地面間に所定高さの隙間を形成する脚部を備えるもので、底板と着地面間の隙間にはフォークリフトのフォークを挿入することができるため、当該台座を既存のパレットと同様に機能させることができる。従って、当該台座を構成する底板に設けたスリットを、その先端部が台座の着地面間の隙間から切断刃が届く部位に位置させるように形成すれば、フォークリフトから降ろされた状態で、台座の着地面間の隙間に切断刃を挿入して、底板におけるスリットの延長上にある各端部を切断することができ、これにより、当該台座を容易に2分割することができる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明に係る梱包装置で重量物であるフラワーショーケースを梱包した状態を示す正面図である。

【図2】当該梱包装置で同フラワーショーケースを梱包した状態を示す側面図である。

【図3】当該梱包装置を構成する台座を示す斜め上方からみた斜視図(a)、同台座の矢印b-b線に沿った切断面図である。

【図4】同フラワーショーケースを台座から取出す場合の作業順序を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

本発明は、重量物を梱包するのに用いる段ボール製梱包装置に関する。図1および図2には、重量物であるフラワーショーケースを、本発明に係る梱包装置10で梱包した状態を示している。図1は、フラワーショーケース20を梱包装置10で梱包した状態の正面図、図2は、同側面図である。

【0020】

当該フラワーショーケース20は、フレーム構造体の階段状の段部に並列して配列された複数の水槽を3段に備えるとともに、活け水が貯留された各水槽に挿入された多数の花桶21~23を備えるものである。当該フラワーショーケース20においては、切り花を各花桶21~23に活けて展示に供するようになっている。当該梱包装置10は、当該フラワーショーケース20を梱包するために使用される。

【0021】

当該梱包装置10は、当該フラワーショーケース20を載置するための段ボール製の台座10aと、当該フラワーショーケース20を上方から覆蓋するための段ボール製の外装(上側外装10b)を備えるとともに、当該フラワーショーケース20を左方から覆蓋する外装(左側外装10c)と、当該フラワーショーケース20を右方から覆蓋する外装(右側外装10d)を備えている。

【0022】

当該梱包装置10を構成する台座10aは、図3に示すように、長方形の浅い皿状を呈するもので、当該フラワーショーケース20が載置された状態の下端部に嵌合して、当該フラワーショーケース20を受承する。上側外装10bは、長方形の浅い蓋状を呈するもので、台座10aに載置されている当該フラワーショーケース20の頭部に嵌合して、当該フラワーショーケース20を上方から覆蓋する。一方、左側外装10cは、左側壁部および右方に延びる前後の壁部を有する断面コ字状を呈するものであり、右側外装10dは、右側壁部および左方に延びる前後の壁部を有する断面コ字状を呈するものである。

【0023】

当該フラワーショーケース20を当該梱包装置10にて梱包するには、まず、当該フラ

10

20

30

40

50

ワーショーケース20を台座10aに載置する。これにより、当該フラワーショーケース20は、台座10aの底板11に長形状に起立する受承壁部12aにて受承されて、その外周を長方形の外周壁部12bにて包囲されるとともに、当フラワーショーケース20の下面側に突出するキャスターや脚部は受承壁部12aと外周壁部12bが形成する溝部12c内等に位置され、かつ、当該フラワーショーケース20の下面側に突出する機器類は受承壁部12aが形成する凹所12d内に位置される。

【0024】

台座10aに載置された状態のフラワーショーケース20には、その左側外周部に左側外装10cを嵌合させ、嵌合させた左側外装10cの下端部を台座10aの外周壁部12b内に挿入して起立させる。同様に、台座10aに載置された状態のフラワーショーケース20には、その右側外周部に右側外装10dを嵌合させ、嵌合させた右側外装10dの下端部を台座10aの外周壁部12b内に挿入して起立させる。この状態のフラワーショーケース20の頭部に上方外装10bを上方から嵌合して、フラワーショーケース20の頭部および左右の両外装壁部12c, 12dの上端部を覆蓋する。最後に、台座10aおよび上側外装10b間に左右一对の締結ベルト12eを掛け回して締結する。これにより、当該フラワーショーケース20は、図1および図2に示すように、当該梱包装置10にて梱包される。

【0025】

しかして、当該梱包装置10を構成する台座10aにおいては、図1～図3に示すように、台座10aを構成する底板11の下面側には、底板11の前後方向に延びる所定高さで所定幅の脚部13a～13dが設けられている。左右側の両脚部13a, 13dは、底板11の左右の各端部近傍に位置し、中央側の両脚部13b, 13cは、底板11の左右の中央部にて、所定の間隔を保持した状態で並列して位置している。また、当該台座10aにおいては、底板11の左右の中央部に幅狭のスリット14が形成されている。当該スリット14は、中央側の両脚部13b, 13c間に位置して、底板11の前後方向に所定長さ延びている。

【0026】

当該台座10aを構成する底板11の各脚部13a～13dは、台座が着地した場合には、底板11と着地面G間に、所定高さの隙間Lを形成すべく機能する。当該台座10aの隙間Lは、フォークリフトのフォークの挿入を許容するもので、当該台座10aは既存のパレットとしても機能する。また、台座10aを構成する底板11に形成されているスリット14は、底板11の前後の端部11a, 11bを残した状態まで延びていて、各脚部13a～13dが形成する隙間Lを通して、カッターナイフC(切断刃)がスリット14の各先端に届く位置にある。

【0027】

当該フラワーショーケース20は、当該梱包装置10によって上記したように梱包される。梱包されたフラワーショーケース20は、たとえば、梱包状態で車両に積載されて目的地に搬送されて、目的地にて積み卸しされる。積み卸しされた梱包状態のフラワーショーケース20は、例えば、フォークリフトにて設置場所の近傍まで運搬されて、当該地に降ろされて、着地した状態で梱包を解かれ、梱包装置10から取出される。梱包装置10から取出されたフラワーショーケース20は、装備するキャスターを介して設置場所まで運ばれて、当該設置場所にて設置される。

【0028】

ところで、当該フラワーショーケース20を当該梱包装置10から取出すには、図4に示す作業順序に基づいて行う。図4は、当該フラワーショーケース20を当該梱包装置10から取出す一実施態様を示すもので、梱包を解くに当たっては、フラワーショーケース20を収容する梱包装置10から締結ベルト12eを取除き、上側外装10b、左側外装10c、右側外装10dを取外して、図4(a)に示すように、フラワーショーケース20が台座10aに載置されている状態とし、この状態の台座10aを左右に2分割する。

【0029】

10

20

30

40

50

当該台座 10 a を 2 分割するには、台座 10 a におけるスリット 14 の延長上にある前端部 11 a および後端部 11 b を、台座 10 a と着地面 G 間の隙間 L を通して挿入したカッターナイフ C を用いて切断する（図 3 b を参照）。これにより、台座 10 a は、左右に 2 分割される。

【 0030 】

作業者は、図 4 ( a ) の状態にある当該フラワーショーケース 20 の片側のみを持ち上げて、分割された台座 10 a の半分 10 a1 をフラワーショーケース 20 の下面側から抜出すとともに、フラワーショーケース 20 を降ろしてその片側を着地させる（図 4 b , c を参照）。作業者は、次いで、図 4 ( c ) の状態にある当該フラワーショーケース 20 の他の片側のみを持ち上げて、分割された台座 10 a の他の半分 10 a2 をフラワーショーケース 20 の下面側から抜出すとともに、フラワーショーケース 20 を降ろしてその片側を着地させる（図 4 d を参照）。台座 10 a から取外されたフラワーショーケース 20 は、自らが装備するキャスターを介して設置場所に運ばれて、当該場所に設置されることになる。

10

【 0031 】

このように、本発明に係る梱包装置 10 によれば、当該梱包装置 10 を構成する台座 10 a に載置されているフラワーショーケース 20 を、一方の片側、および、他方の片側を順次持ち上げて、台座 10 a から取外すことから、フラワーショーケース 20 をその全体を持ち上げて台座 10 a から取外す場合に比較して、作業の人手を大幅に削減することができる。例えば、従来の梱包装置では、台座からの取外し作業には、4 人の人手を要していたところ、当該梱包装置 10 では、台座 10 a からの取外し作業には、2 人の人手でよかった。

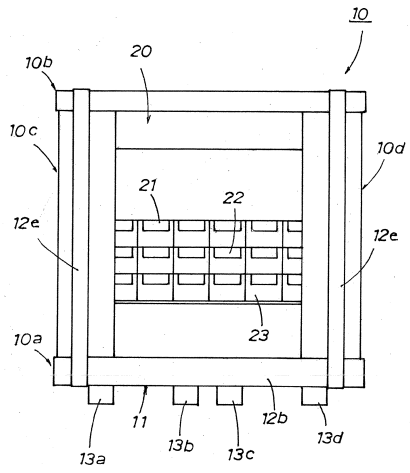
20

【 符号の説明 】

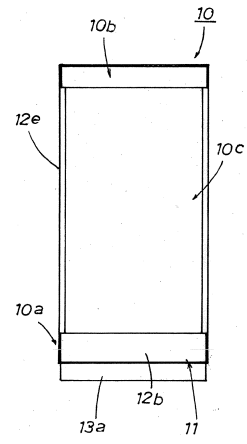
【 0032 】

10 ... 梱包装置、10 a ... 台座。10 b ... 上側外装、10 c ... 左側外装、10 d ... 右側外装、11 ... 底板、11 a ... 前端部、11 b ... 後端部、12 a ... 受承壁部、12 b ... 外周壁部、12 c ... 溝部、12 d ... 凹所、12 e ... 締結ベルト、13 a ~ 13 d ... 脚部、14 ... スリット、20 ... フラワーショーケース、21 ~ 23 ... 花桶、L ... 隙間、C ... カッターナイフ、G ... 着地面。

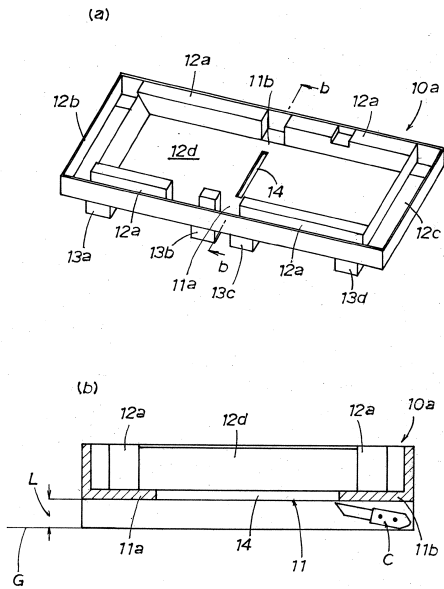
【図1】



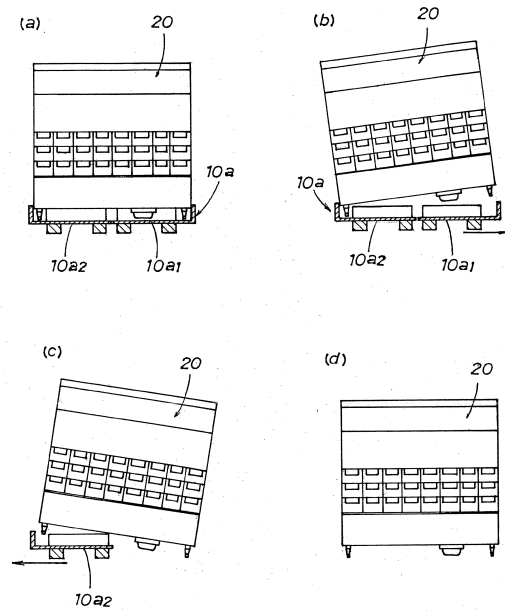
【図2】



【図3】



【図4】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2010-208672(JP,A)  
特開2006-273416(JP,A)  
実開平06-014033(JP,U)  
実開平01-026238(JP,U)  
米国特許出願公開第2008/0000397(US,A1)  
米国特許出願公開第2005/0132936(US,A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
B65D19/00-19/44